

前橋市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の改正について（議案
第158号）

資産経営課

1 改正の理由

市有財産の幅広い利活用を推進するため、所要の改正を行う。

2 内容

(1) 次に掲げるときは、普通財産の譲与又は減額譲渡をすることができることとする。

ア 国において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため普通財産を国に譲渡するとき。

イ 国において維持及び保存の費用を負担した公用又は公共用に供する財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において国に譲渡するとき。

(2) 国が公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するときは、普通財産の無償貸付又は減額貸付をすることができることとする。

(3) 普通財産の無償貸付又は減額貸付に係る規定を行政財産を貸し付け、又は行政財産である土地に地上権若しくは地役権を設定する場合について準用することとする。

3 施行期日

公布の日